

公益社団法人富山県高等学校安全振興会 審査委員会規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益社団法人富山県高等学校安全振興会共催規程（共済約款）第27条に規定する審査委員会について、これを定める。

(構成)

第2条 この審査委員会の委員は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 保護者代表 3名
- (2) 校長代表 2名
- (3) 学校医代表 2名
- (4) 学識経験者代表 2名

2 前項の委員は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

2 任期途中で委員の辞任があった場合は、後任委員の任期は前任委員の残存任期とする。

(審議)

第3条 この審査委員会は、給付の判定について、理事長からの諮問事項を調査審議する。

(委員長)

第4条 委員長は委員の互選で選任する。

(議長)

第5条 委員会の議長は委員長が務める。

(決議)

第6条 委員会の決議は、決議に特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数を以て行う。

(議事録)

第7条 議事録の作成は事務局長が行い、委員長と委員から選任された1名が議事録に記名・押印する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。

この規程は、平成28年5月9日から施行する。